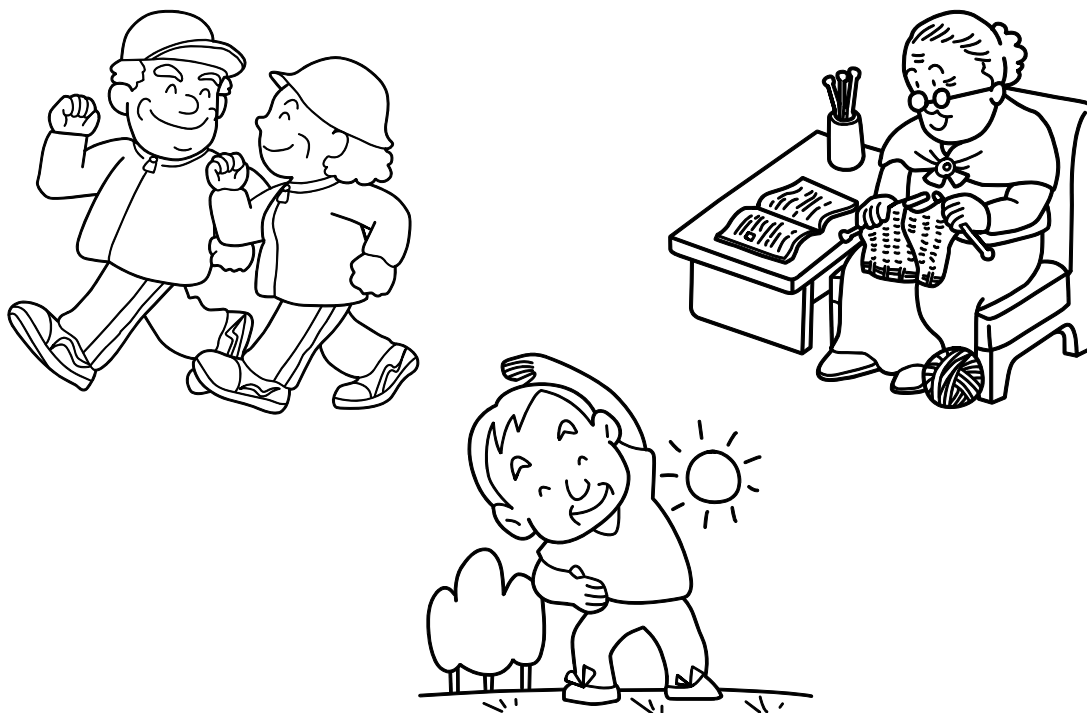


介護予防通所介護

介護予防通所リハビリテーション を利用されるみなさまへ

介護予防訪問介護

新しい介護予防サービス



介護予防サービスは、ご本人の「できること」を伸ばすものです。

平成18年4月から介護保険制度の見直しにより、「自立支援」をより重視した新しい予防給付（介護予防サービス）が創設されました。

この介護予防サービスの対象となるのは、「要支援1」か「要支援2」の要介護認定を受けられた方です。

新しい介護予防サービスでは、機能低下により生じた生活の不自由をサービスで補うというよりも、ご本人の「できること」を伸ばして低下した機能を回復し、いつまでも生き生きと暮らしていただくことを目指します。

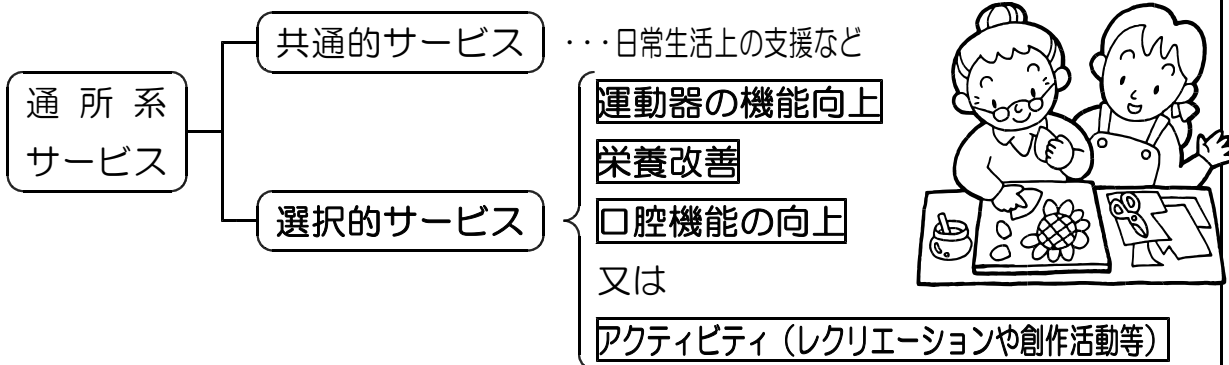
ケアプランは「地域包括支援センター」が作成します。

「要介護」の認定を受けられた方は、居宅介護支援事業所で相談の受け付けやケアプランの作成をしますが、「要支援1」か「要支援2」の認定を受けられた方は、原則として、お住まいの地域（住民登録をされている住所）を担当する地域包括支援センターがケアプランを作成します。

※ 地域包括支援センターが居宅介護支援事業所にケアプラン作成業務を委託して作成される場合もあります。

介護予防サービス提供の内容について

○ 通所系サービス（介護予防通所介護、介護予防リハビリテーション）では、利用者の方の心身の状況に応じて「選択的サービス」が実施されます。



○ ホームヘルプサービスでは、生活機能の改善の一環として、在宅生活でできることを増やしていくために支援します。

※ たとえば、足腰が弱って「掃除」や「調理」「買い物」などが困難になった方は、できる範囲でヘルパーとともに「掃除」をしたり、一緒に「買い物に出かけ調理」をしたりすることで、再び「掃除」や「調理」が出来るように・・・といった趣旨でサービス提供がなされます。

サービス利用料は定額制です。

- 介護予防通所介護、介護予防リハビリテーション、介護予防訪問介護の利用料は、原則として月単位の定額制になっています。

- ※ 介護予防通所介護や介護予防通所リハビリテーションの利用料は、利用回数にかかわらず月単位で定められます。
- ※ 毎週や毎月の利用回数は、介護予防サービス提供事業所との契約により、利用者の方の心身の状況に応じて決まります。
- ※ 月途中からサービスを休止した場合や、月途中からサービスを開始・再開された場合でも、1ヶ月分の利用料がかかります。
- ※ 月途中に介護度が変更された場合や転居した場合は、日割り計算をすることもあります。

- 1ヶ月当たりの支給限度額は次のとおりです。

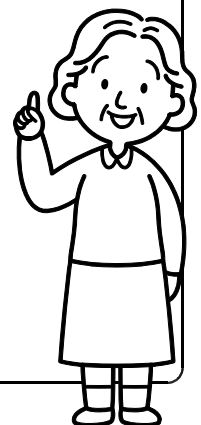
旧制度	単位数/月		新制度	単位数/月
要支援(経過的要介護)	6,150	→	要支援1	4,970
要介護1	16,580		要支援2	10,400

(1単位=約10円)

- 利用料は、要介護認定区分やサービスの種類によって異なります。

- ※ 通所系サービスにおいて「選択的サービス」等を利用する場合は、サービスに応じた利用料がかかります。
- ※ 選択的サービスを実施している通所系サービス事業所で、前年の利用者の要支援状態の維持・改善割合が一定以上の事業所では、「事業所評価加算」が算定されます。

利用者の自己負担も増えることにはなりますが、生活機能の改善につながりやすい事業所だといえることがいえます。



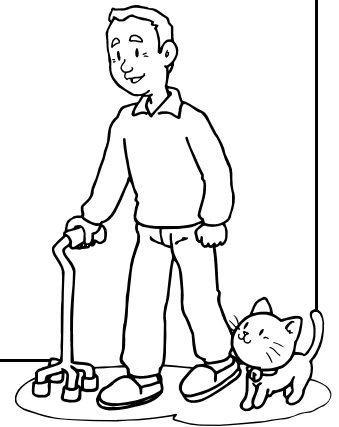
福祉用具のレンタルについて

「要支援1」「要支援2」の方も、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえなどの福祉用具を利用することができます。

また、ベッドや車椅子などを利用するためには、一定の条件に当てはまる必要があります。

※ 介護保険制度での「ベッド」は、特殊寝台として背上げや高さ調整ができるものを指します。

※ 詳しくは地域包括支援センター又はケアマネージャーにご相談ください。



心身の状態が変化したら、利用できるサービスも変わります。

介護予防サービスを利用した結果、心身の状態が改善し、「要支援」から「自立」（非該当）になった場合は、各市町村が実施する介護予防事業が利用できます。

また、介護予防サービスを利用したにもかかわらず心身の状態が悪化した場合は、「要介護」の認定を受けて介護サービスを利用することになります。

使用イラストはMPC「介護と福祉イラスト集」より

お問い合わせ先

〇〇市〇〇部△△課

〇〇市・・・

電話：

〇〇市地域包括支援センター

〇〇市・・・

電話：